

## 令和7年度 山梨ふるさと記憶遺産プロジェクト 業務委託仕様書

### 1 業務名

山梨ふるさと記憶遺産プロジェクト

### 2 目的

県内の各地域固有の歴史や文化、人々の体験など、地域を形成してきた先人達の記憶や物語を、地域の図書館を核として、記録・収集し、保存し活用していくことで、県民の地域に対する誇りを高めるとともに、図書館に新たな価値を生み出していくことに繋げていくこと、また、高校生の探究学習との関わりを持たせ、若い世代による郷土の魅力再発見や郷土愛の醸成へと繋げていくことを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

### 4 委託業務内容

#### (1) 対象自治体における取材・成果物の作成

これまでに記録されてこなかったが、後世に語り継ぐべき口伝や物語など地域の記憶を聞き取り、地域の図書館に保存する冊子作成のための電子データを作成する。

なお、実施にあたっては、人物にフォーカスして取材を行うこと。

#### ①対象自治体における取材、インタビューの収集

- ・対象自治体：1自治体（甲府市）
- ・以下のテーマを扱ったものとする。扱うテーマの数は問わないが、伝統産業の宝石は必須とする。なお、テーマを複数扱う場合には、まとまりのある成果物となるよう留意すること。  
伝統産業（宝石や印伝など）、伝統芸能（祭りなど）
- ・インタビュー目安人数：7名以上。一人当たりのインタビュー収集時間は指定しないが、後述する冊子の仕様に合う分量はインタビューすること。
- ・高校生への指導・助言：2～3名。高校生の記事に関しては、探究学習の成果発表を掲載することを想定している。高校生がまとめた成果、高校生が取材したものなどを織り交ぜたデザインを掲載することとするが、詳細については、県教育委員会、対象自治体及び高等学校との協議の上決定することとする。
- ・高校生の探究学習の記事に係る高校生の人選、連絡、記事の修正依頼等は、県教育委員会が行う。委託事業者においては、本事業のテーマと探究学習とを関連付け、成果物に反映させることに加え、可能な限り、高校生の探究学習が深まるよう、高校生の補助や助言を行う。
- ・インタビューのテーマ、内容、対象となる人物の選定、高校生の探究学習と本事業の関わり、取材日時・場所については、提案内容をもとに、県教育委員会、対

象自治体と協議の上、決定する。

②成果物（電子データ）の作成

- ・対象地域における取材、インタビューに基づいた電子データを作成する。

●《電子データ》

- ・デジタルデータ（トンボ（トリムマーク）付き PDF）、取材で収集した写真・音声等のデジタルデータを電子記憶媒体（DVD-R）に格納して2セット提出する。（県・対象自治体分）
- ・提出する PDF データについては、以下の冊子を印刷することを想定したものとす。

※冊子の仕様

- ・ハードカバー・背表紙付き
- ・A4版28～32ページ  
（表紙・裏表紙4P+本文24～28ページ・カラー）
- ・表紙・裏表紙については、背表紙付き、ハードカバーを想定
- ・1人あたりのインタビューについて、編集・校正の上、1ページあたり800字～1200字程度、2ページを目安にまとめて記載すること。
- ・インタビュー内容を中心として、人物にフォーカスするとともに、写真や図なども用いて、平易な文章で見やすいレイアウトを心掛けること。

(2) 実績報告書の提出

委託期間終了までに、事業の実施結果（取材したスケジュール等）を記載した業務実績報告書（任意様式）を県教育委員会に提出すること。

(3) 上記（1）～（2）に付随する業務

関係者との連絡調整等、上記業務に付随する業務を行うこと。

契約後は、月1回程度、県教育委員会と進捗状況等を確認する打ち合わせ会を行う。

5 想定スケジュール

電子データ作成	
R7. 8月～	企画検討・高校生の探究学習に関する取材
R7. 9月～12月	取材・記録・記事作成
R8. 1月～3月	編集・校正
R8. 3月	電子データ納品

## 6 著作権の帰属

- ・成果物の著作権は、全て山梨県教育委員会に帰属することとする。
- ・本業務のために、記録した音声・映像、撮影した写真、作成した図表等は全て山梨県教育委員会に帰属し、その利用、再編集は山梨県教育委員会が自由にできることとする。
- ・第三者の著作物を使用する場合は、著作権処理及び使用料は受注者が負担すること。
- ・インタビュー先からの提供を受けた資料についても使用等の許諾を取るとともに、書面で記録すること。

## 7 その他

- (1) 本業務において個人情報を取り扱う場合には、別記1「個人情報取扱特記事項」によるものとする。
- (2) 本業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、本業務の一部の再委託については、県教育委員会の事前の承諾を得ることとする。
- (3) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県教育委員会及び対象自治体と協議してこれを定めるものとする。